

～新型コロナウイルスの予防接種について～

65歳以上の方も対象になります

妊婦・1歳児～18歳・基礎疾患を有する優先接種対象者・1歳未満児の保護者・医療従事者を対象に行われていた「新型コロナウイルスの予防接種」が、1月18日から65歳以上の方も対象となります。

この予防接種は、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことが目的であり、感染そのものを防ぐものではありません。

◆◆ 新型コロナウイルス予防接種の受け方 ～予防接種は予約が必要です～ ◆◆

- ① かかりつけ医へ電話等により、事前に接種日の予約をする。
- ② 接種費用助成の対象者（非課税世帯者等が該当⇒*裏面参照）は、接種前に最寄りの窓口で手続きをして、『新型コロナウイルス予防接種費用助成証明書』の交付を受ける。
- ③ 予約日当日、必要書類を持参して、かかりつけ医等で予防接種を受ける。



◆◆ 接種当日に必要なもの（65歳以上の方の場合） ◆◆

- ① 接種料金：3,600円（費用助成対象者を除く *裏面参照）
- ② 『健康保険被保険者証』・『運転免許証』・『住民票』のいずれか1つ（本人確認のため）
- ③ 接種費用助成の対象者（*裏面参照）は、『新型コロナウイルス予防接種費用助成証明書』

◆◆ 新型コロナウイルスの予防接種ができる市内医療機関 ◆◆

市内医療機関名（電話番号）			
岩手県立遠野病院	62-2222[代表]	守口医院	63-2170
千葉医院	62-4039	菊池医院	67-3020
川上医院	62-2051	柏原医院	67-3016
新里医院	62-1155	鱒沢診療所	66-2273
あいずみ内科医院	63-2021	遠野市国民健康保険 中央診療所	62-2277
菊池俊彦内科クリニック	62-8600	遠野市国民健康保険 小友診療所	68-2260
時田医院	62-2147	遠野市国民健康保険 附馬牛診療所	64-2221

【問合せ先】

遠野健康福祉の里 福祉課：（62）5111 [内線10・12]

新型インフルエンザワクチンの

接種費用助成について



新型インフルエンザの予防接種では、接種費用を助成する制度があります。この制度は、65歳以上の方に限らず、妊婦、幼児や児童、基礎疾患を有する優先接種対象者など、新型インフルエンザの予防接種対象となっている方で、下記に該当する方です。

なお、あらかじめ（接種前に）市の窓口へ申請し、証明書を受ける必要があります。

対象者	新型インフルエンザ予防接種対象者のうち、市民税非課税世帯、または生活保護世帯の方。 *未申告の場合は、税務課に申告が必要です。
受付期間	平成21年10月29日～平成22年3月31日 午前8時30分から午後5時30分まで（土日、祝祭日を除く）
手続き方法	あらかじめ（接種前に）申請して証明書の交付を受ける。*以下を参照
受付窓口	遠野健康福祉の里／宮守総合支所／市役所市民課／各地区センター／とぴあ市民サービスコーナー（*遠野健康福祉の里へ、郵送でも申請ができます。）
助成期間	平成22年3月31日まで
助成額	全額（接種費用が無料になります）

◆◆ 申請手続きについて ◆◆

- ① 接種前に、市の受付窓口で申請手続きを行う。（申請は郵送可）
- ② 該当者であることを確認後『新型インフルエンザ予防接種費用助成証明書』の交付を受ける。
- ③ 交付された上記証明書を、接種日当日に医療機関へ持参する。

⇒ 申請書は、制度に該当されると思われる世帯へ郵送していますが、通知が届かない世帯の方でも該当する方は、下記を参照に申請手続きをしてください。

◆◆ 申請手続きの手順 ◆◆

